

事務連絡
平成28年3月24日

各
都道府県
政令市
特別区
生活衛生担当課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部生活衛生課

理容師法施行令第4条第1号及び美容師法施行令第4条第1号に基づく
出張理容・出張美容の対象について

標記については、本日付け生食衛発0324第1号において考え方を示したところですが、同通知に基づく出張理容・出張美容の対象範囲の拡大に係る運用を適切に行っていただくため、別紙のとおりQ&Aを取りまとめたので、内容を御了知の上、適切な運用を図っていただくとともに、貴管下事業者等に対する周知及び指導等に遺漏なきようお願いいたします。